令和８年１２月
亀山市議会定例会資料
教育委員会事務局教育総務課

議案第９３号　　和解及び損害賠償の額を定めることについて

１　事故発生日時　　令和８年５月１１日（月）午前１０時頃

２　事故発生場所　　亀山市関町木崎地内（関学校給食センター内）

３　相　手　方　　氏　　名　[redacted]
　　損害の程度　　リアガラスの破損及び車両一部損傷

４　事故の状況等　　令和８年５月１１日午前１０時頃、亀山市立関小学校敷地内において、スクールバス運転手が草刈り作業を行っていたところ、草刈機による飛び石が隣接する関学校給食センター駐車場に駐車していた相手方車両に接触し、これを破損させた。

５　市側損害額　　０円

６　相手方損害額　　５００，３４６円

７　過失割合　　市側　１００％　相手方　０％

８　市賠償額　　５００，３４６円
　　（全国市長会学校災害賠償補償保険から全額補填）